

内容項目から見た戦後日本の道徳教育の変遷[†]

渡邊 弘*・池山 勝幸**

宇都宮大学*

佐野市立界小学校**

小学校学習指導要領解説道徳編によれば、道徳の内容は「教師と児童とが人間としてのよりよい生き方を求め、共に考え、共に語り合い、その実行に努めるための共通の課題である。学校教育全体の中で、様々な場や機会をとらえ、多様な方法によって進められる学習を通して、児童自らが調和的な道徳性をはぐくむためのものである。」としている。さらに、この内容項目は、「小学校6年間に児童が自覚を深め自分のものとして身に付け発展させていく必要がある道徳的価値を含む内容を、短い文章で平易に表現したもの」であると述べ、「児童自らが道徳性を発展させていくための窓口」ともしている。すなわち、学習指導要領に示されている道徳の内容は、学校教育全体で行われる道徳教育や道徳の時間における学習の基本となるものとして理解することができる。本論では、道徳の時間が特設された昭和33年以降の内容項目（ここでは小学校のみ）の変遷を、特に5回にわたる学習指導要領の内容に基づいて、その特徴および課題について考察していく。

キーワード：道徳教育 道徳の時間 内容項目 学習指導要領 注入主義

1 「道徳の時間」特設までの戦後日本の道徳教育

昭和20(1945)年12月、連合国軍総司令部による「修身、日本歴史及び地理の停止」に関する指令によって、戦前の我が国における修身教育に終止符が打たれた。翌21年には、『第一次アメリカ教育使節団報告書』が出されたが、これは戦後日本の教育を改革するための基本的具体的勧告であった。この中で、戦前の修身科教育は鋭く批判されている。しかし、道徳教育については、「民主主義制度のふさわしい諸徳を教えることは可能であり、それは学校でもその他の場所でも同じく教えられるべきである。」(村井実訳『アメリカ教育使節団報告書』講談社学術文庫、1979年、p.37)とし、これからの道徳教育を否定するものではなかった。また、その方法としては特別な教科を設けないやり方を紹介しているが、教科として続けることも可能であると選択肢を広げている。このように報告書には、道徳の時間の特設につながるような案もあったことがうかが

える。しかし、アメリカ教育使節団の勧告を受けながら、特設した教科としての性格をもたない道徳教育が選択され、教育活動のすべての面で進めるといった原則をとった。そして、新しい教科としての社会科が、道徳教育の中心的役割を果たす方向として進められるようになる。その後、道徳教育の再興をめぐるさまざまな立場からの論争が繰り返されるなか、「学習指導要領一般編」(1951年改訂版)が発行され、学校における道徳教育が特設の教科を設けず、学校教育全面を通じて行うこと(全面主義的な道徳教育)が最終的に確定した。

この『学習指導要領一般編』(1951年改訂版)では、「健全な社会は、常に健全な道徳をもっている。民主的社会的建設を目指して、新たに出発したわが国においては、学校教育においても、新しい立場にたって民主社会の建設にふさわしいじゅうぶんな道徳の指導が行われなければならない。一般編に示された教育の一般目標も児童生徒の道徳的な発達について、その望ましい方向がじゅうぶん強調されている。」として、教育の一般目標を(1)個人生活、(2)家庭生活および社会生活、(3)経済生活および職業生活の3つの生活場面に分けて36の項目が掲げら

[†] Hiroshi WATANABE*, Katsuyuki IKEYAMA** : Changes of Moral Values in postwar Japan.

* Faculty of Education, Utsunomiya University

** Sakai Elementary School, Sano

れている。これらの中には、その後の学習指導要領改訂で示す道德教育の内容項目につながるものも多く見られ、この時期、教育活動のすべての面で道德教育が進められようとしてきたことがこのことから分かる。

2 「道德の時間」における学習指導要領の変遷

(1) 昭和33年の学習指導要領改訂

昭和 33 (1958) 年、『教育課程審議会答申—道德教育の特設時間について—』は、これまでの全面主義的な道德教育の実情が必ずしも所期の効果をあげていないことを指摘し、「今後もこの学校教育の全体を通じて行うという方針は変更しないが、現状を反省し、その欠陥を是正し、すすんでその徹底強化をはかるために、新たに道德教育のための時間を特設する。」とした。つまり、修身科教育の反省に基づいて構築された全面主義的な道德教育が十分効果を上げていなかったため、不十分を補い、徹底をはかるために道德の時間を設けるとしたのである。そして、同年学習指導要領が改訂された。学校における道德教育は全教育活動を通して行われること、「道德の時間」における指導は他の教育活動と密接に関連をはかりながら、これを補充・深化・統合することを基本方針とした。領域としての特設主義的な道德教育がスタートし、これが今日までの道德教育の原型となったと言える。指導内容は4つの柱からなり、(1)主として「日常生活の基本的行動様式」に関する内容、(2)主として「道徳的心情、道徳的判断」に関する内容、(3)主として「個性の伸長、創造的な生活態度」に関する内容、(4)主として「国家・社会の成員としての道徳的態度と実践的意欲」に関する内容であった。これは目標に対応させる形で示されたもので、さらに 36 項目の内容を配列している。また、そのうちの 26 項目については、かっこ書きをつけて各学年段階の指導内容を示している。これら 36 の内容項目は、それぞれ相互に関連して、ひとつの全体的構造をなしていると考えべき性質のもので、いずれの具体的目標とも密接な関連をもつことを理解しておかなければならないとしているが、4つの柱としての分類には指導上の問題点も指摘された。中学校においては、内容が3つの柱から示されており、小学校から中学校への系統的な指導に配慮がなされていないことに大きな問題があったと言える。また、年間 35 時間の道德の時間

に対して、36 項目の内容をどのように配列して指導計画を立てるかにも問題があった。

(2) 昭和43年の学習指導要領改訂

道德教育の目標を教育全般の目標と区別するために、「その基盤としての道徳性を養うこと」の語を付け加え、道德教育が人格形成の基礎的・基盤的な役割をもつことを明解にした。内容項目はいわゆる4本柱が撤廃されて、36項目が32項目に整理統合された。また、すべての項目にかっこ書きが付けられ、低・中・高学年別のおもな内容が提示された。柱立てが廃止された理由として、中学校では3つの柱から内容が構成されており小中学校の一貫性に欠けていた点や、それまでの柱立ての根拠が曖昧であったことが上げられる。内容項目自体昭和33年のものと大きな違いは見られないが、たとえば「自立」「研究的態度」などが他の項目と合わせて示されるようになり、重点的指導がとりやすくなったと言える。「人格の尊重」については、すべての内容項目を貫くものであるとの考えから、昭和43年改訂では、目標における「人間尊重の精神」の中に含めて考えることとしたと思われる。

(3) 昭和52年の学習指導要領改訂

学習指導要領の改訂に先立って、教育課程審議会から改訂の基本方針として、①人間性豊かな児童の育成、②ゆとりのあるしかも充実した学校生活を送れるようにすること、③基礎基本の重視と個性や能力に応じた教育の実施が答申された。道德教育を進めるに当たり、「道徳的実践の指導」の徹底が求められ、目標として「道徳的実践力の育成」があげられた。内容項目は、さらに整理統合され32項目が28項目に再構成され、「自然愛護」や「郷土愛」などの内容を明示して一層の充実を図った。また、「整理」・「儉約」、「思慮反省」・「節度」、「誠実」・「明朗」など個別に提示されていた項目が統合されたり、「規律」の項目が整理されるなど、内容的には大きく違いは見られていないが精選がさらに進んだことが特徴としてあげられる。

(4) 平成元年の学習指導要領改訂

臨時教育審議会答申(昭和61年)では、初等中等教育改革の第1に徳育の充実を指摘し、「21世紀のための教育目標」として、「①ひろい心、すこやか

な体、ゆたかな創造力、②自由・自律と公共の精神、③世界の中の日本人」が提案された。これを受けて教育課程審議会の答申でも、日本社会が大きな変換期にあることをふまえた教育改革の必要性を説いている。そして、平成元(1989)年、学習指導要領の改訂が行われた。道徳の目標については、人間尊重の精神の一層の深化を意図して「生命に対する畏敬の念」を加えるとともに、「主体性のある」日本人の育成を強調している。また、道徳の時間には「道徳的心情を豊かにする」ことをねらいとすることが強調されている。道徳の内容については、小学校・中学校ともに4つの視点によって分類整理され、内容の重点化が図られた。すなわち、従来の28項目であった内容が、低学年14項目、中学年18項目、高学年22項目となり、「1. 主として自分自身に関すること 2. 主として他の人とのかかわりに関すること 3. 主として自然や崇高なもののかかわりに関すること 4. 主として集団や社会とのかかわりに関すること」という4視点に整理された。この分類によって、一般にこれまで網羅的・羅列的であった内容が再構成され、整理して構造的にとらえやすくなったと言える。また、全ての内容が児童の発達段階に応じて「重点化」して示されているため、計画的な学習に効果が期待できるものとなった。その他の内容項目の変遷の特徴としては、第1に、複数の項目が1つに整理統合され、全体として項目数が減少したため、指導がしやすくなったと言える。たとえば、「規則の尊重」、「権利・義務」、「公德心」とそれぞれが別の項目としてとらえられていた内容が、「公德心、遵法、権利・義務」と1つの項目として示されるようになった。第2に、項目の内容そのものが見直されたため、従来複数の項目にかかっていた内容が精選されとらえやすくなったことである。例えば、「礼儀」という項目である。従来の「礼儀作法を正しくし、きまりのある生活をする。」では、前半部では「礼儀」の意を示し、後半部では「節度・自制・自立」の意を示していた。これが改訂により、「時と場をわきまえて、礼儀正しく真心をもって接する」となり、「礼儀」としての内容が精選された。このような内容の精選は、他にも従来「生命尊重」、「正義・勇気」、「希望・向上心」、「公德心」として示されていた項目でも見られる。第3には、この改訂で新たに加えられた内容項目があるということである。「社会的役割と責任」の項目がそれで

ある。それぞれの内容項目での文言の改訂は、これまでの学習指導要領の改訂と比較できないほど多くの変更点があげられる。例えば、「向上心・個性の伸長」では「悪いところを改め良いところを伸ばすようにする」、「友情・信頼、助け合い」では「男女仲よく協力し助け合う」、「生命尊重」では「生命がかげがえのないものであることを知り」など、これまでの内容項目には見られなかった文言が多く使われている。

文書表現上では、改訂によりそれぞれの内容項目で、児童の実態に即した明解な表現が使われるようになったことは評価に値する。また、内容項目の配列や整理・統合といった面では、劇的とも言える変化が見られたことも確かなことである。しかし、総合的に見た内容の中身そのものは、従来の指導要領で示されたものと大きく変わるものではなかった。このことは、個々の項目に示す内容が拡大しているとも言うことができ、各学校及び指導者レベルでの内容の吟味がさらに重要なものとなったと考えられる。改訂による項目数の減少は、指導の重点化の視点での可能性の増大と同時に、効果的な運用への新たな課題を生んだとも言うことができる。

(5) 平成11年の学習指導要領改訂

21世紀を展望した我が国教育の在り方について、中央教育審議会は、「ゆとり」のなかで「生きる力」を育むことを重視する答申を打ち出した。この「生きる力」の核となるものが「豊かな人間性」であり、「①美しいものや自然に感動する心などの柔らかな感性、②正義感や公正さを重んじる心、③生命を大切に、人権を尊重する心などの基本的な倫理観、④他人を思いやる心や社会貢献の精神、⑤自立心、自己抑制、責任感、⑥他者との共生や異質なものの寛容」などの感性や道徳的価値であるととらえている。さらに、これらを育てることこそ道徳教育であると述べている。その後の教育課程審議会の答申も受けて、平成10(1998)年には、学習指導要領の改訂が行われた。この中で、道徳教育の目標が総則に示され、学校教育全体で進める道徳教育の必要性が強調された。また、道徳の時間の目標に「道徳的価値の自覚を深める」という文言が付け加えられ、道徳の時間の特質が一層明確になった。内容的には、前回の改訂同様4つの視点から内容項目を分類整理し、各学年ごとに重点的に示している。項目数は、

低学年 15, 中学年 18, 高学年 22 となり, 低学年で「郷土愛」が付け加えられ 1 項目増える形となった。その他の内容項目の整理統合はほとんど見られない。各内容項目についてその表記を見ると, 「創意・進取」では「生活をよりよくするようにする」が「生活をよりよくする」のように文末表現に違いが見られる。「向上心・個性の伸長」, 「公德心, 遵法, 権利・義務」, 「家族愛」, 「愛校心」においても同様な文末表現の改訂が見られる。これらは, それぞれの道徳的価値をより主体的に自覚し, 実践できるようにとの意図が感じられるが, 指導の面からはさらなる徹底・強調を意味するものであると受け取れる。また, 「希望, 勇気, 不撓不屈」では, 「よいことと悪いことの区別をし」が加えられ, 基本的な生活習慣や善悪の判断が強調されている。さらに, 「創意・進取」では「真理を大切にし」が, 「生命尊重」では「生きることを喜び」が, 「郷土愛」では「外国の人々や文化に関心をもつ」が付け加えられ, 時代の要請を背景にそれぞれ指導の充実を図るように求めている。

これら文書表現の改訂は, 道徳指導の強化をもう

かがわせる。今後の望ましい日本人像を道徳の内容面から押しつける傾向が強くなってきているかのようにさえ思われる。徳目注入主義に陥らないように, 教師は十分に内容を吟味し, 注意深く指導にあたらなければならない。

3 内容項目の変遷

これまで, 学校における道徳教育の内容について, その変遷の様子を概観してきた。さらに, ここでは昭和 33 年の道徳の時間特設から現行の学習指導要領に至るまでの内容項目の変遷について, 各項目ごとにとらえ直していきたい。その際, ここでは現行の 4 視点のうちから「3 主として自然や崇高なものとかかわりに関すること」と「4 主として集団や社会とかかわりに関すること」のみがとりあげ, 道徳の内容面での変遷の特徴やその表記の違いなどを改めて整理し, 分析していきたい。なお, 表中の記号(◎○●◇◆)は学習指導要領改訂年度を表し, 改訂における内容項目の主な文言の変化については下線を施した。

- | | |
|----------------------------------|---------------------------------|
| ◎ 平成 11 年 (現行) | ○ 平成元年 (下 1・2 年の内容 中 3・4 年の内容) |
| ● 昭和 52 年・昭和 52 年のみかっこ書き指導内容も示す。 | |
| ◇ 昭和 43 年 | ◆ 昭和 33 年 |

(1) 主として自然や崇高なものとかかわりに関すること。

【3-(1)自然愛, 環境保全】

- | |
|--|
| ◎ 自然の偉大さを知り, 自然環境を大切にする。
下 身近な自然に親しみ, 動植物に優しい心で接する。(3-①自然愛・動植物愛護)
中 自然のすばらしさや不思議さに感動し, 自然や動植物を大切にする。(3-①自然愛・動植物愛護) |
| ○ 自然の偉大さを知り, <u>自然環境を大切に</u> する。
下 身近な自然に親しみ, 動植物に優しい心で接する。(3-①自然愛・動植物愛護)
中 自然のすばらしさや不思議さを <u>知り</u> , 自然や動植物を大切にする。(3-①自然愛・動植物愛護) |
| ● <u>自然を愛護し</u> , 優しい心で動物や植物に親しむ。
(低学年・中学年においては, 自然に親しみ, 優しい心で動物や植物をかわいがり世話することを, 高学年においては, 更に, 自然を愛護することを加えて, 主な内容とする。) |
| ◇ やさしい心をもって, 動物や植物を愛護する。 |
| ◆ やさしい心を持って, 動物や植物を愛護する。 |

この項目は, 昭和 33 年・43 年と同様なものであったが, 昭和 52 年の改訂で, 愛護の対象が「動植

物」に限定されていたものから「自然」にまで広がっている。平成元年には、さらに内容の深まりが見られ、自然の「すばらしさ・不思議さ・偉大さを知る」という「知」の要素も見られるようになったことは大きな特徴である。また、「自然環境を大切にする」が加えられた。人間の生活の広がりや発展に

伴う自然破壊や公害などの環境問題が地球規模で無視できない現状であることを踏まえてのことであろう。さらに平成 11 年には、中学年の内容が「自然のすばらしさや不思議さに感動し」に変更されている。子どもたちの感性や感動を一層重視した指導ができるようにとの意図からであろう。

【3-(2)生命尊重】

- ◎ 生命がかけがえのないものであることを知り、自他の生命を尊重する。
 - 下 生きることを喜び、生命を大切にする心をもつ。(3-②生命尊重)
 - 中 生命の尊さを感じ取り、生命あるものを大切にする。(3-②生命尊重)
- 生命がかけがえのないものであることを知り、自他の生命を尊重する。
 - 下 生命を大切にする心をもつ。(3-②生命尊重)
 - 中 生命の尊さを知り、生命あるものを大切にする。(3-②生命尊重)
- 生命を尊び、健康を増進し、安全の保持に努める。
(低学年においては、健康に留意し、危険から身を守ることを、中学年においては、進んで自他の健康・安全に努めることを、高学年においては、更に、自他の生命を尊重することなどを加えて、主な内容とする。)
- ◇ 生命を尊び、健康を増進し、安全の保持に努める。
- ◆ 生命を尊び、健康を増進し、安全の保持に努める。

昭和 33 年から昭和 52 年の学習指導要領では、内容項目としての違いは見られていない。平成元年の改訂では、内容の整理・統合が見られる。すなわち、これまでは生命尊重ということと、健康増進・安全保持という若干性質の異なる 2 つのことがらがまとめられて述べられていた。だが、改訂により、前者は本項目として立てられ、後者は「節度・自制・自立」の項目に振り分けられた。これにより、生命尊重の考え方は、健康増進・安全保持とは関連するが、より根本的なものとなり、道徳教育目標「人間尊重

の精神と生命に対する畏敬の念」に強く結びつくものとなった。また、これまでになかった「生命の尊さやかけがえのなさを知る」といった「知」の要素が加わってきている。「知る」という点で、「生命」についてより確かな自覚が求められている。さらに平成 11 年の改訂では、低学年の段階から自分の生命をしっかりと見つけ、生きていることの喜びを実感し、生命の大切さを自覚できるよう、「生きることを喜び」を加えて指導の充実を図っている。

【3-(3)畏敬の念】

- ◎ 美しいものに感動する心や人間の力を超えたものに対する畏敬の念をもつ。
 - 下 美しいものに触れ、すがすがしい心をもつ。(3-③畏敬の念)
 - 中 美しいものや気高いものに感動する心をもつ。(3-③畏敬の念)
- 美しいものに感動する心や人間の力を超えたものに対する畏敬の念をもつ。
 - 下 美しいものに触れ、すがすがしい心をもつ。(3-③畏敬の念)
 - 中 美しいものや気高いものに感動する心をもつ。(3-③畏敬の念)
- 美しいものや崇高なものを尊び、清らかな心をもつ。
(低学年・中学年においては、美しいものや清らかなものを大切にすることを、高学年においては、更に、崇高なものを尊び、清らかな心をもつことを加えて、主な内容とする。)
- ◇ 美しいものや崇高なものを尊び、清らかな心をもつ。
- ◆ 美しいものや崇高なものを尊び、清らかな心を持つ。

この項目も、昭和 33 年から昭和 52 年の学習指導要領では内容項目としての違いは見られない。平成

元年では、内容的には大きな改正点はないが、「すがすがしい心」(低学年)、「気高いものに感動する心」(中学年)、「人間の力を超えたもの」・「畏敬の念」(高学年)など、表現に違いが見られる。道徳教

育目標に加えられた「生命に対する畏敬の念」が、これらの表現により具体化し強調されたと思われる。

(2) 主として集団や社会とのかかわりに関すること

【4-(1)社会的役割と責任】

- ◎ 身近な集団に進んで参加し、自分の役割を自覚し、協力して主体的に責任を果たす。
- 身近な集団に進んで参加し、自分の役割を自覚し、協力して主体的に責任を果たす。

平成元年の改訂で初めて登場した内容項目である。社会や集団に対する活動には無関心であるが、個人として興味や関心をもつことがらには熱心であるといった子どもたちの現状をふまえ、集団の中で

の自分の役割やそれを果たしたときの喜び、皆から頼りにされている自分など、自分の存在感に目覚め、進んで社会参加に努める児童を育成することが望まれていると考えられる。

【4-(2)公德心、遵法、権利・義務】

- ◎ 公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にしながら進んで義務を果たす。
 - 下 みんなが使う物を大切に、約束やきまりを守る。(4-①公德心・規則の尊重)
 - 中 約束や社会のきまりを守り、公德心をもつ。(4-①公德心・規則の尊重)
- 公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にしながら進んで義務を果たすようにする。
 - 下 みんなが使う物を大切に、約束やきまりを守る。(4-①公德心・規則の尊重)
 - 中 約束や社会のきまりを守り、公德を大切にすることを心をもつ。(4-①公德心・規則の尊重)
- 規則や自分たちで作るきまりの意義を理解し、進んでこれを守る。
(低学年においては、きまりや規則をよく守ることを、中学年・高学年においては、きまりや規則の意義を知って進んでこれを守るとともに、よいきまりを作り、更に必要に応じてそれを改善することなどを、主な内容とする。)
- 権利を正しく主張するとともに、自分の果たすべき義務は確実に果たす。
(低学年・中学年においては、自分の果たすべきことは確実に果たすことを、高学年においては、更に、権利を正しく主張することや、権利と義務との関連を考えることなどを加えて、主な内容とする。)
- 社会の一員としての自覚をもって、公共物を大切に、公德を守る。
(低学年・中学年においては、公共物を大切に、人に迷惑をかけることを、高学年においては、更に、社会の一員としての自覚をもって公德を守り、進んで公共のために尽くすことを加えて、主な内容とする。)
- ◇ 規則や、自分たちで作るきまりの意義を理解し、進んでこれを守る。
- ◇ 権利を正しく主張するとともに、自分の果たすべき義務は確実に果たす。
- ◇ 公共物をたいせつにし、公德を守り、人に迷惑をかけることしない。
- ◆ 規則や、自分たちで作るきまりの意義を理解し、進んでこれを守る。
- ◆ 権利を正しく主張するとともに、自分の果たすべき義務は確実に果たす。
- ◆ 公共物をたいせつにし、公德を守り、人に迷惑をかけることしない。

この項目は、昭和33年から昭和52年の学習指導要領では、内容項目としての違いは見られない。平成元年の改訂では、内容項目の精選が行われ整理・統合が図られている。すなわち、「規則の尊重」、「権利・義務」、「公共心・公德心」の3項目が統合されると同時に、「公共心・公德心」のうち「公共心」が4-(4)「勤労、社会への奉仕、公共心」へ分割移

行している。内容面では、「公德を守る」と表記されていたものが「公德を大切にすることを心をもつ」や「公德心をもつ」と変わって表現されている。これは、行為よりもむしろその前段階の心を重視するようになったことの表れであろう。また、「法」という語も新たに付け加えられたものである。さらに、「自他の権利」に見られるように、自分のみならず他人

の権利についても大切にしなければならないことを述べている。平成 11 年の改訂では、「果たすようにする」から「果たす」へ変わっている。集団や社会

とのかかわりがより主体的なることを目指して語尾表現を改善強調したことが分かる。

【4-(3)公正・公平、社会的正義】

- ◎ だれに対しても差別をすることや偏見をもつことなく公正、公平にし、正義の実現に努める。
- だれに対しても差別することや偏見をもつことなく公正、公平にし、正義の実現に努める。
- 正を愛し不正を憎み、勇気をもって正しい行動をする。
(低学年においては、正を愛する気持ちをもつことを、中学年においては、正と不正を見極めることや誘惑に負けないことなどを加え、高学年においては、更に、勇気をもって正しい行動を積極的に行うことなどを加えて、主な内容とする。)
- 偏見をもたず、だれに対しても公正公平にふるまう。
(低学年においては、自分の好ききらいにとらわれないことを、中学年・高学年においては、人を差別せず、だれに対しても公正公平にふるまうことを、主な内容とする。)
- ◇ 正を愛し不正を憎み、勇気をもって正しい行動をする。
- ◇ 偏見をもたず、だれに対しても公正公平にふるまう。
- ◆ 正を愛し不正を憎み、誘惑に負けないで行動する。
- ◆ 自分の好ききらいや利害にとらわれずに、公平にふるまうとともに、だれに対しても公平な態度をとる。

この項目では、昭和 33 年「誘惑に負けないで行動」から昭和 43 年「勇気をもって正しい行動」に内容の表現が変わっている。昭和 43 年改訂での内容項目の整理・統合で、「新しく加えるものはないか」の観点で取り上げられた代表的な言葉が、この「勇気」である。平成元年の改訂では、これまで全学年の扱いとなっていたものが高学年だけでの内容となり、別々の項目であった公平公正の内容と正義

勇気を合わせて示されるようになった。しかし、正義勇気の「勇気」は別項目として分離されている。また、「正義の実現」の文言が加えられている。この内容項目が、公平で公正な態度を養うことを通して、民主主義の基本的価値である社会正義の実現に努める児童を育てようとするものであることを明らかにしている。

【4-(4)勤労、社会への奉仕、公共心】

- ◎ 働くことの意義を理解し、社会に奉仕する喜びを知って公共のために役に立つことをする。
中 働くことの大切さを知り、進んで働く。(4-②勤労)
- 働くことの意義を理解するとともに、社会に奉仕する喜びを知って公共のために役に立つように努める。
中 働くことの大切さを知り、進んで働くようにする。(4-②勤労)
- 勤労の尊さを知るとともに、進んで人のためになる仕事をする。
(低学年においては、自分の仕事に励むことを、中学年においては、更に、力を合わせて人のためになる仕事をするを加え、高学年においては、勤労の意義や尊さを知り、進んで人のためになる仕事をするを、主な内容とする。)
- 社会の一員としての自覚をもって、公共物を大切にし、公德を守る。
(低学年・中学年においては、公共物を大切にし、人に迷惑をかけないことを、高学年においては、更に、社会の一員としての自覚をもって公德を守り、進んで公共のために尽くすことを加えて、主な内容とする。)
- ◇ 勤労の尊さを知るとともに、進んで人のためになる仕事をする。
- ◇ 公共物をたいせつにし、公德を守り、人に迷惑をかけない。
- ◆ 勤労の尊さを知るとともに、進んで力を合わせて人のためになる仕事をする。
- ◆ 公共物をたいせつにし、公德を守り、人に迷惑をかけない。

この項目は、昭和33年から昭和52年の学習指導要領では、内容項目としての大きな違いは見られていない。平成元年の改訂では、これまで全学年での扱いであったものが、低学年の内容からは省かれ指導の重点化が図られている。また、これまでの「勤労・社会奉仕」、「公共心・公德心」の2項目が統合され1つの内容項目となり、さらに「公德心」は別

項目として分離し精選化が図られている。内容面では、「勤労」の言葉が「働くこと」に変わり、「人のためになる仕事」が「公共のために役に立つ」と変わっているが、意味合いとして大きな変化はないであろう。また、「社会に奉仕する喜びを知って」が新たに加わっている。道徳教育目標にある「主体性のある日本人の育成」に関わってくる部分であろう。

【4-(5)家族愛】

- ◎ 父母、祖父母を敬愛し、家族の幸せを求めて、進んで役に立つことをする。
 - 下 父母、祖父母を敬愛し、進んで家の手伝いなどをして、家族の役に立つ喜びを知る。(4-②家族愛)
 - 中 父母、祖父母を敬愛し、家族みんなで協力し合って楽しい家庭をつくる。(4-③家族愛)
- ◎ 自然の偉大さを知り、自然環境を大切にする。
 - 下 身近な自然に親しみ、動植物に優しい心で接する。(3-①自然愛・動植物愛護)
 - 中 自然のすばらしさや不思議さに感動し、自然や動植物を大切にする。(3-①自然愛・動植物愛護)
- 父母、祖父母を敬愛し、家族の幸せを求めて、進んで役に立つようにする。
 - 下 父母、祖父母を敬愛し、進んで家の手伝いをする。(4-②家族愛)
- 自然の偉大さを知り、自然環境を大切にする。
 - 下 身近な自然に親しみ、動植物に優しい心で接する。(3-①自然愛・動植物愛護)
 - 中 自然のすばらしさや不思議さを知り、自然や動植物を大切にする。(3-①自然愛・動植物愛護)

昭和33年から現在に至るまで大きな変遷のない内容項目である。平成元年には敬愛する対象として「家族の人々」という表現を「父母、祖父母」と変更している。かつこ書きにあった低学年「父母などに対して感謝の念や親愛の情をもつ」こと、また、高学年「家族の立場を理解し」などの表現は省略されてはいるが、家族への敬愛の念や家族の幸せといった

基本的な内容の相違はないと考えられる。平成11年には、文末表現の変更が見られる。集団へのかかわりをいっそう主体的にするためのものだろう。また、低学年「家族の役に立つ喜びを知る」も同様の意図からのものである。

【4-(6)愛校心】

この項目も、若干の言葉の変更は見られるが、基本的な内容としては昭和 33 年以來大きな相違はない。言葉の変更としては、平成元年には敬愛の対象が「学校の人々」だけであったものから「先生や学

校の人々」となり、「立派な校風」が「よりよい校風」となったことが挙げられる。また平成 11 年には、より積極的に実践が図られるよう語尾が「つくる」、「する」に変更されている。

4-(7)郷土愛、愛国心】

- ◎ 郷土や我が国の文化と伝統を大切にし、先人の努力を知り、郷土や国を愛する心をもつ。
下 郷土の文化や生活に親しみ、愛着をもつ。(4-④郷土愛)
中 郷土の文化と伝統を大切にし、郷土を愛する心をもつ。(4-⑤郷土愛)
中 我が国の文化と伝統に親しみ、国を愛する心をもつとともに、外国の人々や文化に関心をもつ。(4-⑥愛国心)
- 郷土や我が国の文化と伝統を大切にし、先人の努力を知り、郷土や国を愛する心をもつ。
中 郷土の文化や生活に親しみ、郷土を大切にすることを加え、国を大切にすることを加え、高学年においては、国民としての責任を自覚して、国家の発展に尽くそうとすることを、主な内容とする。
- 日本人としての自覚をもって国を愛し、国家の発展に尽くそうとする。
(低学年においては、国民としての心情的芽生えを育てることを、中学年においては、更に、郷土を愛し、日本の国土や優れた文化、伝統を大切にすることを加え、高学年においては、国民としての責任を自覚して、国家の発展に尽くそうとすることを、主な内容とする。)
- ◇ 日本人としての自覚をもって国を愛し、国家の発展に尽くす。
- ◆ 日本人としての自覚を持って国を愛し、国際社会の一環としての国家の発展に尽くす。

この項目は、昭和 33 年から 43 年には「愛国心」としての内容のみであったが、昭和 52 年からは、そこに「郷土愛」としての内容が加わっている。「郷土を愛し」とかっこ書きの中に主として中学年の内容として示されている。ここまで 1 つの項目であったものが、平成元年には、中学年には「郷土愛」「愛国心」の 2 つに内容項目が分かれている。高学年では「郷土愛・愛国心」と統合された 1 項目で表現されている。さらに、平成 11 年の改訂においては、

学校、家庭、地域社会が一体となった道徳教育を充実させるために、低学年においても郷土を愛する心を育てる内容項目を付け加えた。また中学年においては、郷土や我が国の文化や伝統を大切にすることを育てるとともに、これからの国際化社会の進展を踏まえて「外国の人々や文化に関心をもつ」を加え、指導の充実を図っている。表現上の変更としては、中学年で「親しみ」を「大切にし」に、「大切にすることを」を「愛する心」にしたことが挙げられる。こ

- ◎ 先生や学校の人々への敬愛を深め、みんなで協力し合いよりよい校風をつくる。
下 先生を敬愛し、学校の人々に親しむ。父母、祖父母を敬愛し、家族の幸せを求めて、進んで役に立つようにする。
下 父母、祖父母を敬愛し、進んで家の手伝いをする。(4-②家族愛)
で、学級や学校の生活を楽しむ。(4-③愛校心)
中 先生や学校の人々を敬愛し、みんなで協力し合って楽しい学級をつくる。(4-④愛校心)
- 先生や学校の人々への敬愛を深め、みんなで協力し合いよりよい校風をつくるように努める。
下 先生を敬愛し、学校の人々に親しんで、学級の生活を楽しむ。(4-③愛校心)
中 先生や学校の人々を敬愛し、明るく楽しい学級をつくるように努める。(4-④愛校心)
- 学校の人々を敬愛し、立派な校風を作ろうとする。
(低学年においては、学校の人々に対して感謝の念や親愛の情をもつことを、中学年においては、学校に対して愛情をもち、楽しい学校にしようとするのを加え、高学年においては、更に、学校の一員としての役割を自覚して、立派な校風を作ろうとするのを加えて、主な内容とする。)
- ◇ 学校の人々を敬愛し、りっぱな校風を作ろうとする。
- ◆ 学校の人々を敬愛し、りっぱな校風を作りあげようとする。

れまでより一歩積極的な関わりが求められている。

【4-(8)国際理解・親善】

- ◎ 外国の人々や文化を大切にすることをもち、日本人としての自覚をもって世界の人々と親善に努める。
- 外国の人々や文化を大切にすることをもち、日本人としての自覚をもって世界の人々と親善に努める。
- 広く世界の人々に対して正しい理解と愛情をもち、人類の幸福に役立つ人間になろうとする。
(低学年・中学年においては、外国の人々に対しても親愛の情をもち、温かい心で助け合おうとすることを、高学年においては、更に、外国の人々の生活や文化などを尊重し、互いに協力して世界の平和と人類の幸福に役立つ人間になろうとすることを加えて、主な内容とする。)
- ◇ 広く世界の人々に対して正しい理解と愛情をもち、人類の幸福に役立つ人間になろうとする。
- ◆ 広く世界の人々に対して正しい理解を持ち、仲よくしていこうとする。

この項目は、児童の発達段階を考慮し、平成元年からは高学年のみの内容として重点化している。それぞれの改訂で若干の文言は変わっているが、かっこ書きに見られる「外国の人々の生活や文化の尊重」、「世界の平和と人類の幸福」など、その内容においては大きな変化は見られない。ここで新たに付け加えられた言葉として、「日本人としての自覚をもち」がある。外国の文化を知り、外国の人々の考え方や感じ方を知ることによって、日本人としての自覚を促すことが強調されていると思われる。

4 おわりに

以上、道徳の時間が特設された昭和 33 年以降の小学校の内容項目の変遷を通して、戦後の我が国の道徳教育の特徴と課題等について吟味してきた。その結果、明らかになった点をまとめておきたい。

第1は、内容項目の数は精選されてきているが、道徳的価値としての内容それ自体は減少していないということである。

第2は、特に平成期に入り、小学校低・中・高学年といった発達段階に即して系統的に内容項目が整理されてきているということである。

第3は、「つくる」「果たす」といった文末表現の微妙な変化でもわかるようにしだいに児童に対して内容項目をしっかりと身に付けさせることが強調されてきているということである。

こうした点を総合的に見たとき、次のような点が今後の課題として考えられるのではないかと思う。すなわち、そもそも内容項目は、一般にそれ自体人間にとって重要であることについては異論がないと思う。だが、それが子どもたちの発達段階ごとに、

その時代時代の政治や経済などの教育への外的影響の下、特定の道徳的価値が注目の的に教え込まれるとすれば、それ自体問題であるといわなければならない。今後、道徳の時間が道徳の教科となるのではないかという状況の中、私たちは、この点についてしっかりと注視していく必要がある。

参考文献

- 1 文部科学省『小学校学習指導要領解説（道徳編）』、1999年。
- 2 文部省『小学校学習指導要領』、1998年。
- 3 渡邊 弘編著『学校道徳教育入門』東洋館出版社、2007年。
- 4 小寺正一・藤永芳純編著『新版 道徳教育を学ぶ人のために』世界思想社、2001年。
- 5 文部科学省『児童生徒の心に響く道徳教育推進の取組』、2006年。
- 6 文部省『学習指導要領 一般編』、1951年。
- 7 文部省『小学校学習指導要領 社会科編』、1955年。
- 8 文部省『小学校・中学校「道徳」実施要項』、1958年。
- 9 文部省『小学校道徳指導書』、1958年。
- 10 文部省『小学校道徳指導書』、1961年。
- 11 文部省『小学校指導書（道徳編）』、1969年。
- 12 文部省『小学校指導書（道徳編）』、1978年。
- 13 文部省『小学校指導書（道徳編）』、1989年。
- 14 文部科学省『中学校学習指導要領解説—道徳編—』、1999年。